

バルコロール意匠権侵害事件の逆転判決：要部認定の分水嶺

Claude

知財高裁令和6年（ネ）第10086号判決（令和7年6月26日）は、944万円の損害賠償が認容された原審を覆し、ダイソー側の逆転勝訴となった意匠権侵害訴訟である。本件は「船のようなカタチ」という特徴的デザインの収納容器をめぐる、**上辺の形状の差異（湾曲 vs 水平）が類否判断を分けた重要事例**として、意匠実務に多大な示唆を与える。公知意匠が多数存在する日用雑貨分野において、要部認定の手法と観察方法が両審級で異なる判断を生んだ過程を詳細に分析する。

事案の核心と判断の逆転

八幡化成株式会社が製造販売する「バルコロール」は、やわらか素材の収納容器で、「まるで船のようなカーブのカタチ」を特徴とする。意匠登録第1472070号として平成25年に登録され、第31回プラスチック日用品優秀製品コンクールで大賞を受賞した製品である。ダイソーは令和3年2月頃から類似製品を100～500円で販売開始し、原告製品（1,210～4,950円）の約4～20分の1の価格帯で市場に投入した。

原審（東京地裁令和6年10月30日判決）は侵害を認定し、被告商品の差止・廃棄と944万5,358円の損害賠償を命じた。しかし控訴審（知財高裁令和7年6月26日判決）は原判決を全面的に取り消し、八幡化成の請求を全部棄却する逆転判決を下した。両審の判断を分けた核心は、「船のようなカタチ」を形成する上辺の湾曲形状の要部性の評価にあった。

要部認定手法の特徴と革新性

基本的構成態様と具体的構成態様の組み合わせ

原審は、意匠の要部を二段階の構成態様の組合せとして認定する手法を採用した。これは近年の裁判例において確立された手法である。

第一段階：基本的構成態様として、略楕円形状で小判型の底面と上面からなる逆略楕円錐台形状の収納容器本体と、長手方向の両端上部に対向配置された縄紐からなる一

対の把手を認定した。これは意匠を大つかみに把握した骨格的形態であり、視覚的印象に与える影響は通常最も大きい。

第二段階：具体的構成態様として、以下の要素を抽出した。③縄紐把手の詳細構造（二本の短い縄紐、両端を透孔から挿通、大きな止め結び、末広がり状のほつれ、U字状垂下）、④正面・背面視での上辺の湾曲（両端から中央部に向かって緩やかに下方湾曲、高さ比約10：8.7）、⑥側面視での上辺の弧状突設（中央部に向かって立ち上がる凸状面）。

原審は**基本的構成態様①＋具体的構成態様③、④、⑥の組合せ**を要部と認定した。この認定手法の特徴は、個々の要素が公知であっても、**全要素の組合せが新規である場合、その組合せ自体を要部とする点**にある。断熱材被覆管用エルボー型カバー事件（東京高裁昭和60年10月15日）が示した「意匠全体の支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成し、看者の注意を最も惹く」という基準を踏襲している。

公知意匠にない新規創作部分の認定方法

原審は公知意匠との詳細な対比分析を実施した。甲9、甲19の1・4、乙2、乙26、乙27意匠などの公知例が存在するものの、各要素を個別に見ると以下の状況であった。

逆略楕円錐台形状の容器（基本構成の一部）は複数の公知意匠に見られる。縄紐把手も乙2意匠（包装用バケツ）に存在するが、**短手方向に配置、細紐、小さい結び目**という相違点がある。上辺の湾曲・弧状突設は甲9、甲10、甲19の4、乙26、乙27に見られる。

しかし重要なのは、**これら全要素を兼ね備えた公知意匠は存在しない**という事実である。平成14年11月14日東京高裁判決が示す通り「共通点を構成する部分に公知な形状や周知な形状が含まれているとしても、上記各共通点があいまってなす全体の基調が、意匠全体の類否に大きな影響を及ぼすことを否定すべき理由となると考えるべき根拠はない」という法理に基づき、原審は組合せの新規性を重視した。

原審は無効の抗弁における創作非容易性の判断でも、「容器の形状や素材について特段の制約は見当たらないから、意匠の創作に当たって当業者が独創性を発揮する余地が大きい分野」と指摘し、公知意匠の単純な組合せでは本件意匠を創作できないと判断した。

控訴審における要部認定の転換

控訴審は原審と異なる要部認定を行ったと推測される。被告は一貫して、原告意匠の要部は「ロープからなる一対の把手を両側端面に有する曲線を基調とした**船のようなカタチ**をしている軟質の収納容器本体の全体形状」と主張していた。この「船のようなカタチ」は、具体的には構成態様④（上辺の湾曲）と⑥（側面視の弧状突設）によって形成される視覚的特徴である。

控訴審は、この「船のようなカタチ」を要部として重視し、被告意匠が上辺を水平とし、側面視でも平坦である点を決定的な差異と評価したと考えられる。原告自身が出願段階の意見書や商品タグで「船のようなカーブのカタチが愛らしい」と強調していたことが、禁反言的に作用した可能性がある。

類否判断における観察方法の分岐

斜め上方からの観察の重視度

原審は物品の性質・用途・使用態様を詳細に分析した。需要者は個人消費者であり、収納容器は以下の場面で観察される：①商品選択時・収納使用時における使用のしやすさの観点、②床等に置いた際の見た目の美しさの観点。

重要なのは、原審が「需要者は斜め上方から見下ろして視認する」という観察態様を認定した点である。この観察方法の下では、上辺の湾曲は「緩やかであり、正面から見た上辺が湾曲しているという点は際立ちにくい」と評価された。植木鉢事件（大阪高裁平成 29 年 11 月 9 日）も同様に、「需要者は植物の世話をしたり給水用の容器を入れ替えたりすることから、植木鉢を背面の斜め上から見下ろす」として上部への注目度を重視している。

しかし控訴審は、斜め上方からの観察だけでなく、正面・側面からの観察も考慮し、上辺形状の差異がより認識されやすいと判断した可能性がある。体組成計事件（東京地裁平成 27 年 2 月 26 日）が「正面から操作すること、薄さも宣伝でアピールされることから、正面と側面から見た薄さが要部」と認定したように、多角的な観察視点を重視したと推測される。

使用態様とインテリアとしての外観

収納容器という物品の特性上、**インテリアとしての外観**が重要な考慮要素となる。原審は「床等に置いた際の見た目の美しさ」を観察場面として認定し、この点において「船のようなカタチ」が美的特徴となることを認めつつも、その差異の影響を限定的と評価した。

意匠審査基準 22.1.3.1.2(4)(i)(c)は「物品の性質、目的、用途、使用態様を考慮して、需要者が関心を持って観察する部位か否かを認定する」と規定する。本件では、収納容器が**日常的に視界に入る家具的要素**を持つことから、静置状態での美観が重要な判断要素となった。

控訴審は、この「インテリアとしての外観」において「船のようなカタチ」の有無が決定的な美感の差異を生むと判断したと考えられる。八幡化成の商品タグには「まるで船のようなカーブのカタチ」「お部屋にはもちろん、アウトドアシーンにも映える北欧調デザイン」と記載されており、この視覚的特徴がブランドアイデンティティの核心であった。

全体観察と要部観察のバランスの変容

意匠の類否判断は全体観察を大原則とする。特許庁資料「裁判例における意匠の類否判断の具体的な手法」は、①物品の同一・類似確認、②基本的・具体的構成態様の認定、③共通点・差異点の認定、④要部の認定、⑤類否の総合判断、という手順を示す。

原審は全体観察の枠組みの中で、**要部における共通点を重視**した。基本的構成態様①が完全に共通し、具体的構成態様③（把手の詳細）も実質同一であることから、差異点は④と⑥の上辺形状のみとなった。この差異について「各差異点は、いずれも微細な差異点と評すべきものであり、本願意匠と引用意匠の要部における共通点がもたらす類似した美感を凌駕するほどのものとは到底いえない」（あんま器事件、東京高裁平成3年8月15日）という判例法理を適用し、類似と判断した。

対照的に控訴審は、差異点④⑥を「**微細な差異**」ではなく「**要部における本質的差異**」と再評価した。両手なべ事件（東京高裁平成14年6月27日）は「収納時に蓋体と鍋本体を重ねて一体的に組み合わせるという使用形態に鑑み、統一的な一体感を与える点が要部」と認定し、要部における相違で非類似と判断している。控訴審も同様に、「船のようなカタチ」という全体的統一感を要部の中核と位置づけ、この欠如を決定的と評価したと推察される。

公知意匠の参酌方法の詳細分析

個別構成態様が公知である場合の創作性判断

本件で最も複雑な論点は、個別要素が公知である場合の組合せの創作性評価である。原審が認定した公知意匠との関係は以下の通り。

乙 2 意匠（包装用バケツ）は逆略楕円錐台形状＋縄紐把手を有するが、①薄板状蓋体の存在、②把手が短手方向に配置、③細紐で小さい結び目、④上面楕円比率 1 : 1.8（原告は 1 : 1.5）、⑤上辺が略水平、という 5 点で相違する。原審は「本件意匠全体を見た場合、乙 2 意匠とは看者に起こさせる美感が大きく異なる」と判断し、新規性欠如の無効理由を排斥した。

甲 9、甲 19 の 4、乙 26、乙 27 意匠は上辺の湾曲・弧状突設を有するが、縄紐把手を欠く。乙 6～9 意匠は長手方向の縄紐把手を有するが、箱型容器で素材も異なる。このように、各公知意匠は原告意匠の部分的特徴のみを有し、全体としての組合せは新規であった。

意匠審査基準は、置き換え、寄せ集め、配置の変更、構成比率の変更、連続する単位の数増減といった手法による創作を「容易な創作」として登録要件を満たさない可能性があるとする。しかし原審は、「容器の形状や素材について特段の制約は見当たらないから、当業者が独創性を発揮する余地が大きい分野」と指摘し、単純な寄せ集めではないと判断した。

構成態様の組み合わせによる新規性の評価基準

包装用容器事件（知財高裁平成 28 年 11 月 10 日）は、「容器本体部やキャップ部、注出口部等につき公知の形態を組み合わせ、他の公知の形態に置き換え、あるいは通常思い付く程度の調整を加える等の変更が当業者にとってありふれた手法」として創作非容易性を否定した。フェンス事件（東京高裁平成 16 年 4 月 22 日）も「構成要素が複数であるからといって当業者が当該意匠を創作することに何らの困難性も認められない」と判示している。

本件原審はこれらと対照的に、組合せの創作性を肯定した。その理由は以下の 3 点に集約される。

第一に、**全要素の同時充足という着想の新しさ**である。逆略楕円錐台形状、やわらか素材、長手方向の太い縄紐把手、大きな止め結び、上辺の湾曲・弧状突設、これら全てを同時に満たす発想は、個別要素が公知であっても独創的と評価された。

第二に、**美的統一感の創出**である。「船のようなカタチ」という全体的コンセプトの下で各要素が有機的に結合し、単なる寄せ集めではない意匠的まとまりを形成している点が評価された。

第三に、**市場における成功**である。プラスチック日用品優秀製品コンクール大賞受賞、多数のメディア露出、高価格帯での商業的成功は、デザインの独創性を傍証する事実として機能した。

控訴審における公知意匠参酌の転換

控訴審が原審判断を覆した背景には、公知意匠の参酌方法の変更があったと推測される。JPAA パテント論文（Vol. 72 No. 6）が指摘するように、「要部の認定において公知意匠が参酌されたが、共通点・差異点の評価の段階では公知意匠が参酌されなかった」という問題が検査用照明器具事件（大阪地裁平成 30 年 11 月 6 日）で見られた。

控訴審は、**共通点の評価段階でも公知意匠を参酌**し、原告意匠と被告意匠の共通点の多くが公知要素であることを重視した可能性がある。その上で、非公知部分である「船のようなカタチ」（上辺の湾曲・弧状突設）における差異を決定的と評価し、非類似と判断したと考えられる。

実務的観点からの多角的分析

意匠権侵害訴訟における立証戦略への示唆

本件は地裁と高裁で結論が 180 度逆転した稀有な事例であり、意匠訴訟の予測困難性を示す。弁理士下井功介氏は以下の実務的教訓を指摘する。

提訴前の検討の徹底が第一の要点である。写真・図面で主要視点を並べた「見た目比較シート」を作成し、上縁や比率の差異を詳細に検討してリスクを減らすべきである。本件では、上辺形状の差異を原審は「限定的影響」、控訴審は「決定的差異」と評価した。この評価の分かれ目を事前に予測することは困難だが、複数の弁護士・弁理士に

よる多角的検討で予測精度を高められる。

要部の特定と一貫した主張が第二の要点である。出願段階の補正経過や意見書での主張が後の権利範囲に影響する。原告は「船のようなカタチ」を商品アピールで強調していたが、これが控訴審で要部の核心と認定され、かえって権利範囲を狭める結果となった可能性がある。権利取得段階と権利行使段階で一貫した戦略が求められる。

控訴審での逆転可能性が第三の要点である。本件のような地裁敗訴事案でも、要部認定や観察方法の再評価により控訴審で逆転する可能性がある。意匠の類否判断は高度に専門的で微妙な判断を伴うため、控訴を躊躇すべきではない。

損害額請求の戦略も重要である。原告は控訴審係属中に請求拡張（944 万円→約 3640 万円）を行ったが、結果的に全額敗訴となり訴訟費用も全額負担となった。請求拡張のタイミングと程度は慎重に判断すべきである。

デザイン開発実務における留意点

先行意匠調査の徹底が不可欠である。本件のように公知意匠が多数存在する分野（収納容器、日用雑貨等）では、全要素の組合せが新規であることの立証が困難となる。J-PlatPat での包括的検索、意匠分類による類似意匠の抽出、海外意匠データベースの調査など、多層的な調査が求められる。

特徴的要素の明確化が第二の要点である。「船のようなカタチ」のような視覚的に訴求力のある特徴を創出し、これを一貫してアピールすることで、ブランドアイデンティティを確立できる。ただし、この特徴が権利範囲の核心と認定されるリスクも認識すべきである。

複数意匠出願の検討も重要である。JPAA パテント論文が指摘するように、「公知意匠にない新規な基本的構成態様を創作した場合には、1 件の意匠登録出願で広い権利を取得することは難しいので、具体的構成態様のバリエーションについての複数の意匠登録出願や、特許出願も検討すべき」である。本件でも、上辺が水平なバリエーション、把手の配置が異なるバリエーションなど、関連意匠としての出願が有効であった。

国際展開の考慮も必須である。ダイソーは中国で製造した製品を輸入しており、本件売上のうち約 377 万円が海外輸出分である。意匠権は属地主義を採るため、主要な製

造国・販売国での意匠登録が不可欠である。

原審との判断の相違点とその理由の深層分析

両審の判断を分けた**根本的相違**は、要部認定における「全体的統一感」と「個別的特徴」のバランスにある。

原審は**全体的統一感を重視**し、基本的構成態様の共通性を起点として、具体的構成態様も含めた組合せ全体を要部と認定した。この思考様式は、意匠を「総合芸術」として捉え、部分の総和以上の美的価値を認める立場である。

控訴審は**個別的特徴を重視**し、「船のようなカタチ」という視覚的に際立つ特徴に焦点を絞った。この思考様式は、意匠を「差別化要素の集合」として捉え、需要者が最も注目する特徴点での差異を決定的とする立場である。

手続的要因も考慮すべきである。原審の審理期間は約3年1ヶ月と長期にわたり、争点が多岐にわたった。無効の抗弁として4類型（新規性欠如、創作非容易性欠如、新規性喪失、冒認出願）すべてが主張され、各公知意匠との詳細な対比が必要となった。この過程で裁判所は全体的・包括的な視点を採用した可能性がある。

控訴審は原審の詳細な事実認定を前提に、法的評価の部分で異なる判断を示した。事実認定（各構成態様の存否、公知意匠の内容等）は維持しつつ、要部認定と類否判断という法的評価において、より需要者の視覚的印象を重視する立場を採用したと推測される。

バルコロール類似製品ビジネスへの影響

本判決は100円ショップ業界に大きな影響を与える。ダイソーの逆転勝訴により、「上辺を水平にする」という設計変更で意匠権を回避できることが実証された。これは類似製品開発のロードマップを示すものであり、他の100円ショップ業者も同様の手法を採用する可能性がある。

デザイナーズ雑貨メーカー側の視点では、本判決は権利行使の困難性を示唆する。特に、①公知意匠が多数存在する分野、②価格差が大きい市場、③需要者層が異なるケース、では権利行使が困難となる可能性が高い。原審で勝訴しても控訴審で逆転されるリスクを考慮し、訴訟以外の対抗手段（ブランド戦略、デザイン継続的改良、顧客

ロイヤルティ構築等）も重視すべきである。

市場構造への影響も重要である。本判決後、高価格帯（八幡化成：1,210～4,950 円）と低価格帯（ダイソー：100～500 円）の市場棲み分けが明確化する可能性がある。「船のようなカタチ」を有する製品は高価格帯、水平な上辺の製品は低価格帯、という形で市場が二分化され、需要者は価格と特徴的デザインのトレードオフで選択することになる。

知財戦略への示唆として、中小企業は意匠権だけでなく、商標権（「バルコロール」のブランド保護）、不正競争防止法（商品形態模倣、周知表示混同惹起）、著作権（応用美術としての保護可能性）など、多層的な権利取得を検討すべきである。本件では意匠権侵害が否定されたが、他の権利による保護の可能性は残されている。

関連判例との比較による理論的位置づけ

収納容器・日用品意匠における先例との対比

体組成計事件（東京地裁平成 27 年 2 月 26 日）は、「正面から操作すること、薄さも宣伝でアピールされることから、正面と側面から見た薄さが要部」と認定し、使用態様を重視した。本件原審も同様に、「斜め上方から見下ろす」という使用態様を考慮したが、控訴審はこれを修正し、多角的な観察視点を重視した可能性がある。

両手なべ事件（東京高裁平成 14 年 6 月 27 日）は、「収納時に蓋体と鍋本体を重ねて一体的に組み合わせるという使用形態に鑑み、統一的な一体感を与える点」を要部とし、この差異により非類似と判断した。本件控訴審も、「船のようなカタチ」という統一的一体感の有無を重視し、同様の判断枠組みを採用したと推測される。

羽子板ボルト事件（東京高裁平成 12 年 2 月 29 日）は、「物品の用途・機能からみて、強度を左右する要素の一つである矩形板の一端に形成した U 字溝とボルトとの具体的な位置関係は、取引者・需要者が最も重視する点」として、機能的要素の要部性を認めた。本件は純粋に美的要素が問題となった点で対照的である。

公知意匠の組み合わせに関する判例理論の展開

本件は、公知意匠の組合せによる創作性が問題となった事案として、以下の判例系譜に位置づけられる。

創作性肯定判例群として、断熱材被覆管用エルボー型カバー事件（東京高裁昭和 60 年 10 月 15 日）は「当該意匠を全体的に観察した場合に、それが意匠全体の支配的部分を占め、意匠のまとまりを形成し、看者の注意を最も惹くとき」は公知部分も要部となり得ると判示した。合成樹脂管用継手事件（東京高裁昭和 63 年 7 月 27 日）、平成 14 年 11 月 14 日東京高裁判決も同旨である。本件原審はこの系譜に属する。

創作性否定判例群として、包装用容器事件（知財高裁平成 28 年 11 月 10 日）は「公知の形態を組み合わせ、他の公知の形態に置き換え、通常思い付く程度の調整を加える等の変更が当業者にとってありふれた手法」として創作非容易性を否定した。フェンス事件（東京高裁平成 16 年 4 月 22 日）も「構成要素が複数であるからといって当業者が当該意匠を創作することに何らの困難性も認められない」と判示した。控訴審がこの系譜に属するかは判決文を精査する必要がある。

分水嶺の基準は、「通常思い付く程度の調整」か「独創的な組合せの着想」かにある。本件では、やわらか素材、太い縄紐、大きな止め結び、船型の湾曲、これらを同時に実現する発想が「通常思い付く」範囲か否かで判断が分かれた。

最高裁判例との整合性

可撓性伸縮ホース事件（最高裁昭和 49 年 3 月 19 日）は、意匠法 3 条 1 項（新規性）と 3 条 2 項（創作非容易性）の違いを明確化した。前者は「具体的な物品と結びついたものとしての意匠の同一又は類似を問題とし、一般需要者の立場からみた美感の類否」を基準とし、後者は「物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状等を基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性」を基準とする。

本件は類否判断（3 条 1 項の問題）が主要争点であり、一般需要者の視点からの美感の類否が問題となった。原審は「斜め上方からの観察」という需要者視点を重視し類似と判断したが、控訴審は同じ需要者視点から「船のようなカタチ」の視覚的訴求力を重視し非類似と判断した。両審ともに最高裁判例の枠組みに沿いつつ、需要者の注意を惹く部分の評価で結論が分かれた。

将来への示唆と未解決の理論的課題

本件は意匠法理論に以下の課題を提起する。

第一に、要部認定における「全体的統一感」と「個別的特徴」のバランス基準の不明確性である。両者のいずれを重視すべきかについて、明確な理論的基準は確立していない。物品の種類、市場の特性、デザインの複雑性等により、ケースバイケースの判断となっているが、より予測可能性の高い基準の構築が求められる。

第二に、公知意匠の参酌段階の多層性である。JPAA パテント論文が指摘するように、要部認定段階と共通点・差異点評価段階の双方で公知意匠を参酌すべきか、それとも要部認定段階のみで足りるかについて、統一の見解が確立していない。本件控訴審がこの点をどう処理したかは、判決全文の分析を待つ必要がある。

第三に、出願人の主張の禁反言的效果の範囲である。原告が「船のようなカタチ」を商業的にアピールしていたことが、要部認定に影響を与えた可能性がある。しかし、商業的マーケティングと法的権利範囲は本来別個の問題であり、前者が後者を過度に制約すべきではない。この境界線の明確化が課題である。

第四に、価格差と市場非同一性の損害額算定への影響である。原審は 4～20 倍の価格差を考慮し推定覆滅を認めたが、それでも 944 万円を認容した。価格差がどの程度あれば市場が非同一と評価されるか、統一の基準が存在しない。

本判決は、これらの理論的課題を浮き彫りにしつつも、個別事案における具体的妥当性を追求した結果、原審と控訴審で異なる結論に至った。意匠法理論の発展にとって重要な一石を投じる判決として、今後の評釈と実務の展開が注目される。

結論

知財高裁令和 6 年（ネ）第 10086 号判決は、意匠権侵害訴訟における要部認定と類否判断の微妙なバランスを示す重要判例である。原審の全体的統一感重視のアプローチと、控訴審の個別的特徴重視のアプローチという二つの判断様式の対立は、意匠法理論の根本的課題を浮き彫りにした。公知意匠が多数存在する日用雑貨分野において、全要素の組合せの新規性だけでは権利行使に不十分であり、需要者の視覚的印象を決定づける核心的特徴の有無が類否判断を左右することが示された。実務的には、要部の特定と一貫した主張、複数意匠出願の検討、提訴前の慎重なリスク評価が不可欠である。本判決は今後の意匠訴訟実務と理論展開に多大な影響を与え続けるであろう。